

全体についての消防計画作成(変更)届出書

◆制度の概要

統括防火・防災管理者は、建物全体についての防火・防災に関する消防計画作成し、遅滞なくその旨を所轄の消防署長に届け出なければなりません。

また、実情に変化が生じた場合も、その旨を所轄消防署長に届け出なければなりません。

◆届出時期

全体についての消防計画作成または変更したときに、遅滞なく

◆届出場所

対象物を管轄する消防署

◆届出に必要なもの

- (1) 全体についての消防計画作成(変更)届出書
[別記様式第1号の2の2の2(第4条関係)(第51条の11の2関係)]
- (2) 届出書には、消防計画を添付して下さい。
- (3) 防火管理業務を委託している場合は、委託状況が分かるものの写しを添付して下さい。

◆届出部数

1部

◆根拠法令

消防法第8条の2、消防法施行規則第4条、消防法施行規則第51条の11の2